平成 24 年度
事故ゼロ推進対策 ドライブレコーダ貸与事業
実 施 要 綱

平成２４年6月１２日
社団法人静岡県トラック協会

（目 的）

第１条　　社団法人静岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、走行情報等を記録する映像記録型ドライブレコーダ機器（以下「ドライブレコーダ」という。）の装着を促進し、有効的な活用を図るため、会員事業者（以下「会員」という。）に対し、ドライブレコーダを貸与し、輸送の安全確保と交通事故防止の強化徹底を図ることを目的とする。

（対象機器）

第２条　　貸与の対象とするドライブレコーダは、県ト協が決定したドライブレコーダとする。

（貸与の対象）

第３条　　貸与の対象者は、以下の要件を満たす県ト協の会員とする。

① 当該年度に静岡県内を使用の本拠の位置とする事業用貨物自動車で、ドライブレコーダが未装着の車両であること。

② 本事業によりドライブレコーダを装着した車両の走行記録内容（事故データ含む）等の報告（情報提供）が行えること。

③ 県ト協等が実施する安全指導に関する講習等に参加できること。

２．　平成２４年４月２日以降に退会または、貸与前月に協会費の滞納期間が３カ月以上ある会員に対しては貸与しない。

（貸与の期間及び個数）

第４条　　本事業における貸与の期間は、平成２４年度から３年間とする。

２．　貸与の個数は、会員が県ト協に届出している車両台数（被けん引を除く）とする。但し、すでに県ト協の導入助成を受けてドライブレコーダが装着されている台数を減じた個数とする。

（貸与の方法等）

第５条　　県ト協は、貸与の方法および時期等について、会員に対し、書面等により、事前の通知を行い、第７条の承諾を受けた会員に貸与する。

２．　導入にあたり、機器の操作、活用方法等に関する説明会等を開催するものとする。

（機器の受取）

第６条　　会員は、県ト協が事前に通知した所定の方法に基づき、機器を受領する。

（機器の装着について）

第７条　　機器の装着は、会員が行うものとする。

２．　会員は、機器の受領後、速やかに、かつ、確実に装着を行わなければならない。

３．　機器の装着完了後、様式１「ドライブレコーダ装着完了報告（及び使用に関する誓約書）、様式２「装着全車両明細、及び装着を証する写真(別紙)」を、県ト協あてに遅滞なく提出しなくてはならない。

４．　装着に係る費用（取付費等）は、会員の負担とする。

５．　当該機器に関するオプション機能の追加費用等については、会員の負担とする。

（機器の管理）

第８条　　会員は、善良な管理者の注意を以て、貸与された機器を管理しなければならない。

（報告等）

第９条　　本事業を利用した会員は、事故を起こしたときは、速やかに様式３「事故情報提供」により県ト協に報告しなければならない。

２．　県ト協は、本事業を利用した会員に対して、第７条第３項及び前項の規定による報告のほか、必要に応じ、装着車両に関する走行記録データの報告を求めることができる。この場合において、会員はこの求めに応じなければならない。

（貸与の取消しと返還等）

第１０条　会員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、貸与を取消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により機器の貸与を受けたとき

（２）貸与された機器を他の用途に使用したとき

（３）会員が県ト協を退会したとき

（４）本要綱に定められた事項や命令等に従わなかったとき

２．　前項の場合において、当該取消しに係る機器が、既に会員へ貸与されているときは、県ト協は会員に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

３．　会員は、第１項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく県ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

（機器相当額の返還等）

第１１条　県ト協は、車両事故等により、貸与機器の作動が不可能となった場合、機器相当額の返金を求めることができる。この場合において、会員はこれらの求めに応じなければならない。

（機器の保証等）

第１２条　貸与した機器について、取扱説明書に基づく適正な使用状態のもとで故障した場合等については、メーカー等の保証規定等の取り決めにより取り扱うものとする。

（その他必要な事項）

第１３条　この要綱に定めるものの他、貸与に関するその他必要な事項は、県卜協の関係委員会等が別にこれを定める。

【様式1】

ドライブレコーダ 装着完了報告書
(及び 使用に関する誓約書)

平成　　年　　月　　日

社団法人静岡県トラック協会
会 長　大 須 賀　正 孝　様

所在地：

事業者名：

代表者名：　　㊞

電 話：

今般、貴協会のドライブレコーダ貸与事業に基づき、貸与されたドライブレコーダについて、正に受領し、装着を行いましたので報告いたします。

装着したドライブレコーダについては、当該事業に係る実施要綱に定められた事項を遵守の上使用し、装着車両に関する走行内容（事故データ等）の報告等について、規定に基づき、適切に対処するとともに、貸与された日から起算して、定められた期間を経過するまでの間は、譲渡、転売、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保に供する等の行為をいたしませんことを誓約いたします。

記

1. 機器名称　　ワーテックス　XLDR－501G&E

2. 品 番 等　　XLDR-501G&E-S

3. 装着完了日　　平 成　　年　　月　　日

4. 装着台数（貸与台数）　　台

5. 添付書類　　装着全車両明細【様式2】及び 装着を証する写真（別紙）

【様式2】

ドライブレコーダ　装着全車両明細

事業者名		所属 支部	

車両登録番号							
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			
伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松				伊豆・沼津・富士山 静岡・浜松			

計　＿＿＿＿＿＿＿＿台

※不足分はコピー等にて対応のこと

（別紙）

装着を証する写真

事業者名 (営業所名)		所属 支部	
装着の状況			

注）　装着の状況がわかるよう、取付後の写真（全車両）を貼り付けること。 ※データによる提出可

様式３ [事故情報（ドライブレコーダー貸与事業）]

平成　　年　　月　　日

時　　分 現在

(社)静岡県トラック協会（業務課）　あて

ＦＡＸ **０５４－２８３－１９１７**

事 故 情 報 (情報提供)				
事業者名 （営業所名）				
事故発生日時	平成　　年　　月　　日（　） 午前・午後　　時　　分　頃		天候	
事故発生場所				
事故車の登録番号				
積載内容等				
事故の概要等 □ 人 身 □ 物 損				
	死者数	負傷者数	うち、重傷者数	
	名	名	名	
その他判明している 事項等 （事故原因等）				
走行内容の提出	走行記録内容(事故データ等)については、後日電子データにて提出いたします。			
記入者名 （担当者名）				
連絡先				